

宮古島市高齢者支援課 介護給付係からのお知らせ

令和 6 年度 集団指導

①令和6年度における介護報酬改定について

令和6年4月1日より介護報酬改定が行われました。高齢者虐待防止措置や業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止措置、認知症介護基礎研修の受講等、令和3年度報酬改定において経過措置が設けられていた事項に関して、今年度より実施が義務化されたものがありますので十分ご注意ください。

また、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「事業所の見やすい場所への掲示」または「自由閲覧可能なファイルの備え付け」に加え、「ウェブサイトへの掲載・公表」が令和7年4月1日より原則化されます。

未対応の事業所におかれましては、令和6年度中に整えるようお願いします。

その他詳細については、厚生労働省ホームページ(令和 6 年度介護報酬改定について)等でご確認ください。

②過誤申立について

介護給付費過誤申立書に過誤調整後の再請求の有無を確認するための記入欄が追加されます。提出の際はご記入いただきますようお願いいたします。過誤申立書は介護用と総合事業用があります。新しい様式は集団指導後にホームページに掲載致しますので、掲載され次第ダウンロードしてご活用ください。提出の際には給付明細書の添付も忘れないようご注意ください。

また、介護保険法の改正等により過誤申立書の申立事由コードに変更があります。過誤申立を行う際はホームページ掲載の「理由番号」を確認いただき、該当する理由番号の記入をお願いします。

③サービス提供中の事故報告について

事故が発生した際は、市に電話などで速やかに第一報を行ってください。市役所が閉庁している場合は、事故概要を記載した FAX(73-1965)でも受付できます。第一報の後、沖縄県の取扱要領に基づき、事故の詳細や今後の対応、再発防止の内容をまとめた事故報告書等を提出してください。これまで、第一報が行われず、時間が経ってから報告書のみを提出する事例が多く見られました。

④居宅(予防)サービス計画作成依頼届出書(以下:居宅届)の提出について

居宅届の提出時には、介護保険被保険者証(原本)を添付し、サービス開始日の属する月の月末までに提出してください。

令和6年度より、以下の見直しを行いました。

【区分変更時の居宅届の取り扱い】

要支援から要介護見込みで暫定ケアプランを作成し、結果的に要支援になった場合、居宅届は必要ありません。

【遅延理由書について】

- ・今後は認定結果が遅れた場合のみ遅延理由書を求めるものとします。
- ・遅延理由書の様式は任意です。(事業所印と担当者印が必要)
- ・提出忘れの場合、理由書は認められなくなるため、ご注意ください。
- ・月末契約の方に関しては、事前に保険者への電話連絡を行った上で、利用開始する当月中の FAX にて仮提出を認めます。(県内外問わない)

⑤「生活援助中心型サービス」の届出について

(基準第 13 条第十八号の二 別紙1参照)

居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画書を市町村に届け出ることとされています。

その居宅サービス計画書について市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行う場合があるため、ご確認いただくとともに、提出をお願いします。

⑥「認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用に関する理由書」について

(基準第 13 条第二十一号 別紙1参照)

居宅サービス計画作成にあたっては、利用者の心身の状況などを勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりませんとされています。

しかし、やむを得ない理由により、認定有効期間の半数を超えて短期入所サービスを利用する場合においては、速やかに理由書(別紙2)ならびに添付書類を介護給付係まで提出してください。

理由書の提出がない場合や、提出された理由書において必要性が確認できなかった場合、保険給付の返還対象となる場合がありますのでご注意ください。

⑦一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について(令和6年4月から)
(基準第13条第二十二・二十三号 別紙1参照)

(介護保険最新情報 vol. 1225、1261、1296並びに青本1415～1416 参照)

令和6年4月から、福祉用具の貸与と販売の選択制が導入されました。

利用者が福祉用具を選ぶ際、介護支援専門員がそのメリットやデメリットを十分に説明し、必要な情報を提供することが求められます。また利用者の身体状況や医師の意見を考慮し、提案することも重要です。

また、選択制の導入に伴い、申請書の様式が変更になります。後日、宮古島市 HP へ掲載いたしますのでご確認ください。

⑧住宅改修(費)について

(青本 P1423～1438 参照)

市町村は、在宅の要介護者・要支援者が実際に居住(住所地)する住宅の改修をする際の事前申請書類において、厚生労働大臣が定める種類の範囲内か、また保険給付として適当なものかどうかを確認した上、その確認結果を事前に教示し、要介護者等の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、住宅改修費を支給します。

入院及び入所中の方において予め住宅改修を行う場合、事前に市町村に確認した上で住宅改修を行い、退院及び退所後に住宅改修費の支給申請を行って下さい。但し、退院及び退所しないとなった場合は、支給申請が認められません。

住宅改修を必要とする「理由書」の作成は、介護支援専門員及び福祉、保健・医療または建築の専門家も含まれますが、理由書の作成者と居宅サービス計画等の作成者とが異なる場合は、十分に連絡調整を行ってください。

平成30年7月から「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正が行われ、「居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員等は、複数の住宅改修の事業所から見積もりを取るよう、利用者に対して説明することとする。」という内容が追加されました。複数の見積もりを取ることが必須ではありませんが、介護支援専門員等ではなく、利用者自らがサービスを受ける施工業者を選択すべきという意識を持った上で、施工業者を選択する判断材料として相見積もりをご活用ください。

⑨利用票の取り扱いについて

介護予防支援の場合に限り、利用票については委託先の予防支援事業所含め、押印又はサインの簡素化を認め、支援経過記録への記載を行うことで同意を得ているとみなします。

※要介護利用票は現行通り

⑩「軽度者に対する福祉用具貸与例外給付」について

令和6年度より軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について内容の見直しを行いました。

後日、宮古島市ホームページへ掲載いたしますのでご確認ください。

それに伴い、「福祉用具例外給付に関する理由書」(別紙 3)も変更していますので合わせてご確認ください。

【理由書の読み替えについて】

暫定プランで作成した場合において、理由書の読み替えも可能とするため、福祉用具貸与の請求は可能とします。

【貸与開始日について】

原則、申請日からの貸与開始となるが、末期がんや急な体調不良等、事前に相談があった場合に限り、必要性の確認の上、貸与月である当月内の遡りを認めます。

⑪自己作成の考え方について

(例)

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが見つからず、予防支援の計画のみを作成していたが、要介護になった場合、自己作成としての対応は可能。

※「軽度者に対する福祉用具貸与例外給付」の場合も同様です。

⑫自己作成の書類提出について

◆必要書類

・介護保険自己作成居宅サービス計画書(サービス利用票)届出書(HP からダウンロード)

・給付管理表

・サービス利用票

※自己作成になる場合は事前にご連絡ください。

※利用月の翌月に請求をかける場合は、3日までに書類の提出をお願いします。